

## 別紙1

## 会議記録

会議名称	令和2年度第2回北本市環境審議会
開会及び 閉会日時	令和2年11月20日(金) 14時から15時35分
開催場所	北本市文化センター第4会議室
議長氏名	会長 堂本 泰章
出席 委員(者) 氏名	堂本 泰章、白川 容子、高橋 正弘、古谷 愛子、佐々木 秀樹、 春永 順一、鈴木 安雄、齊藤 秀夫、中田 隆、谷津 英治、 長島 勝利
欠席 委員(者) 氏名	斎藤 忠俊、岡安 栄一
説明者の 職氏名	環境課 課長 浦 直樹 主幹 利根川 賢
事務局職 員職氏名	市民経済部環境課長 浦 直樹 環境衛生・保全担当主幹 利根川 賢 環境衛生・保全担当主任 大山 祥子
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 議事 (1) 令和2年度版環境施策に関する年次報告書について (2) 上尾道路建設にかかる環境の保全と活用について (3) その他 4 閉会
配布資料	・次第 ・令和2年度版環境施策に関する年次報告書 ・令和2年度版環境施策に関する年次報告書に対する意見一覧

発言者	発言内容・決定事項
事務局	<p>1 開会</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから、令和2年度第2回北本市環境審議会を開会します。</p>
会長	<p>2 あいさつ</p> <p>(会長あいさつ)</p>
事務局	<p>3 議事</p> <p>それでは、議事に入りますが、北本市環境審議会条例第6条第1項により会長が会議の議長となるとなっていますので、堂本会長に議事進行をお願いします。</p>
会長	<p>北本市環境審議会の委員は13名となっています。本日の参加委員の人数は、11名で、過半数に達していますので、北本市環境審議会条例第6条第2項により、会議が成立することを報告します。</p> <p>市の附属機関につきましては、北本市附属機関等の会議の公開に関する規則により会議の公開を会議に諮って決定することとなっています。なお、本会議においては非公開事項を審議するものではなく公開と考えます。委員の皆さん、公開でよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
各委員会長	<p>では、議会を公開といたします。</p> <p>ただし、2番目の上尾道路に関する資料につきましては、傍聴の方に配布は難しいところなのでこれに関しては委員限りとさせていただきます。</p> <p>では、議事に入ります。</p> <p>議事 (1) 令和2年度版環境施策に関する年次報告書について、今後の報告方法の変更を環境課長より説明いただき、その後、年次報告書の説明を環境課主幹よりお願いします。</p>
環境課長	<p>今後の年次報告書の報告方法について説明いたします。環境施策に関する年次報告書は、環境基本条例の規定に基づいて毎年、作成して公表することとなっております。また、別の規定によりまして、北本市環境審議会の意見を聞くこととなっております。</p> <p>これまでの方法は、昨年度の実績のみを報告するという方法になっています。せっかく、委員の皆さんにお集まりいただいて貴重な意見をいただいても報告書に反映されませんでした。次回からは、市の次年度予算編成前の7月か8月ぐらいに一度審議会委員の皆様の意見を聞きまして、その意見を反映させた形で2回目に報告できる形式に改めさせていただきたいと考えています。私からの提案は以上となります。</p>

会長	今後の年次報告書の審議のあり方についてのご提案でした。いかがでしょうか。
各委員	(異議なし)
環境課長	ありがとうございます。そのようにさせていただきます。
会長	続きまして、年次報告書の説明をお願いします。
環境課主幹	【資料に基づき年次報告書の概要を説明】
会長	ありがとうございました。
	本来は、事前にお送りした上で、ご審議ご意見を頂きたいと思うのですが、おそらく次年度以降は、そういうことも含めて対応していただけるかと思います。
	今、ざっくり年次報告書のご報告をいただきましたが、どなたからでも結構です。質問あるいはご意見はございますか。
	皆さん読んでいるところなので私の方からお聞きします。
	年次報告書は、環境基本計画に沿って報告されているわけですが、次の環境基本計画の見直しはいつですか。
事務局	計画期間が 10 年間となっておりまして、今回の基本計画は令和 7 年度まで考えております。ですから、令和 8 年度から第 3 次の基本計画となります。
会長	そうしますと、審議の仕方は別として、年次報告書への記載の内容はある程度このような中身になってくるということですね。
事務局	はい。そのとおりです。
会長	非常にあっさりとしたものとなっておりますが、実は前の段階の基本計画では、達成度を A B C として見ることができ、細かく載せていたのですが、達成ができないという状況があり、その目標を立ててもほぼ C となり、そのような組み立てでいいのかと言う事で、もう一度見直しを行い今の組み立てで行っていますが、これもちょっと違うなという感じがします。
	やはり、もう少し指標になるものをきちんと入れた方が、市民の方あるいは委員の方にはわかりやすいのかなと率直に感じます。
吉谷委員	会長のお話と似ていますが、この報告書は、環境基本計画に基づいてまとめられているのだと思うのですが、各種施策の取組が 55 ページからの市の取り組みの基本施策と内容が一覧で載っていますよね。そこに書かれているものが、報告書に基本的に全部を照らし合わせる形で出てくると非常にわかりやすいのかなと思います。
	例えば、今回いただいた報告書の 6 ページ 1-2 の 2 番、多様な生物が生育・生息する環境・生態系の保全と再生、これについて書いてはあり

	<p>ますが、保全と再生の中で、報告書に書かれているものが現状の維持の状況でおそらく毎年同じ内容となってしまうのかと思うのですが、新たに雑木林の公有地化を進めていくとか、環境を改善させていこうという再生の部分ができているのかどうかわかりません。それと、11 ページの緑豊かな快適な都市環境の創造の中の 3 番、報告書には都市計画課と産業振興課の 2 つの取り組みが書かれているのですが、環境基本計画だと雑木林・屋敷林・谷津・湧水などの自然環境の保全の環境課が担当の施策もあります。他の施策の報告とダブっているからということもあるのかと思いますが、基本施策に基づいて取り組まれたものは、重複があつても構わないので書いていただけると、照らし合わせて何が不十分で何ができるのかがわかりやすいのかなと思います。</p>
会 長	<p>市民の方にご意見を頂くときに、報告書を見る場所には、基本計画とセットで置いているのですか。</p>
事務局	<p>年次報告書だけです。</p>
会 長	<p>基本計画とセットで年次報告書があるものなので、基本計画をみながらでないとさらにわかりづらくなるかなと思います。</p>
佐々木委員	<p>他にご意見ありますか。</p> <p>先ほど委員長が、環境基本計画の見直しについて現行が令和 7 年度までで、令和 8 年度からということですが、報告書の 19 ページの 2 番で廃棄物の広域処理の推進というところで、ごみ処理広域化事業で従前の計画がご破算になったということで改めて新施設建設に向けて検討を始めたと言う事ですが、仕様書の問題とかが声高に呼ばれるでしょうからそのような中で、燃やさない清掃工場を指向するというのも一つの大きなテーマかなと思います。燃やさない仕組みの清掃工場を持ったとしても、経費も減らせるのかなと思ったりします。</p> <p>環境基本計画の位置づけの中にそういう方向性も少し考慮した方がいいのかなと思ったりします。別途、廃棄物審議機関がありそこで細かいことは審議されるのでしょうけども、環境基本計画という大枠ですから、そのような方向を考慮した方が環境基本条例もいきるのかなと思うのですがどうですか。</p>
事務局	<p>最近では三豊市のトンネルコンポストだとか、町田市が進めているバイオガスだとか環境に優しい処理方法も出てきていますので、どのような枠組みになるのかによりますので、ここでは答えるべきかどうかですが、おそらく今後は、そういった処理方法も含めて検討していくことになると思います。</p>
佐々木委員	<p>8 年度見直しだと期間がありすぎるのかと思う。5 年先だと間に合わない</p>

	いのかなと思います。
事務局	なかなか環境基本計画の中に細かい処理計画まで入れ込むのは難しいと思います。
佐々木委員	方向性としては示したらしいかと思います。
事務局	そうですね。
春永委員	私も立ち位置がわからないのですが、このような報告書が出たときに、評価や次への方向性はどこでなされていくのかがよくわからず、そこが私たちの立ち位置なのか結果は今見させていただいてわかりますが、このことについての何らかの評価がついてくるわけですが、それにたいしての方向性や取り組みが次へ提言されていくわけですが、そこはどうされるのですか。
会長	<p>先ほど課長の方からありました、年次報告書の取り扱いあるいはこの場での審議の仕方に係ってくるのですけども、これまでの年次報告書が出てくるのが12月とか1月とかで、その年次報告書には今年度ではなく前年度の内容であり非常に時間的にはギャップがあります。</p> <p>しかし、予算を決めているのは大体夏前くらいからですよね。そうするとこここの段階でどんなに環境保全上必要なことを言っても予算に反映されるような意見は、来年度ではなく先になるかたちとなり、おっしゃるとおり、環境審議会によって年次報告書の審議とかやり取りとかが決して当初の目的通りに回っていないというのが事実です。</p> <p>それもあって課長の方で今一度、意義や審議の仕方を含めて提案しました。</p> <p>私もずっと審議会をやっていて、非常に矛盾を感じていて年次報告書をせめて、8月、譲って9月までに出してもらえないかと思いますが、それは市の職員がさぼっているというよりも、毎年、年次報告書の諮問を受けて答申の中で、環境担当の職員をちゃんと増やしてください。増やさない場合には環境の案件をきちんと整理できないと要望し続けて、未だに増えていないのです。本当に環境問題に取り組んでいくならばマンパワーがないとどんなに審議会でいい意見がでたとしてもこれを整理してまとめて府内調整していくのは担当の方々ですのでそこをちゃんとしてくださいと言い続けているのが事実なのです。</p> <p>来年度から年次報告書の扱いを変えるに併せて職員を増やすように市長に伝えていきたいと思います。</p>
中田委員	30ページですが、例えば、栄小学校とか建物そのものが減っていきます。そう言った時、平成29年度比3%削減という文言をどうされるのかそのままなのか伺いたいです。

会長	施設が無くなっていくことに対してどう捉えていくのかということですがどうですか。
事務局	基本的に作成した時に平成 29 年度を基準にして令和 5 年度目標に 3% 削減しようという中に、例えば施設をなくしてということも書かれていませんが今は包含して進めている状況となっていますので場合によってそのような文言を入れながら今、施設マネジメントを推進している担当の課がございますので、そういったところの削減計画とリンクさせてやっていきたいなと考えています。
中田委員	一般的に考えると、小学校が一校減ると全体の 3% ぐらいにならんじゃないかと想像しますが、いわゆる技術の進歩だとか仕事の方法ではなく人口の減とか施設減で実現できているのは違和感を感じます。
事務局	これを見ていただけると分かるように令和元年度の時点で目標を達成してしまっているところがほとんどです。庁舎が新しくなり電気代も安くなりまして確かに目標年度 5 年となっておりますが、水道使用量とか目標が 151,896 のところすでに 141,950 で、すでに目標を達成してしまっているのを今後どうするのかを考えていかないといけないと思います。
谷津委員	先ほどのゴミ処理施設がご破算だと言う事で今、ゴミ減の方でゴミ研究会を立ち上げまして先ほど提案のあったごみを燃やさない施設を検討しようかと思っています。今、市民の有志を集めておりますので興味関心があったらぜひ参加してください。
高橋委員	それと今、栄小学校の問題がありましたが、将来、北本市は公共施設を 50% 削減目標で、栄小学校も名称変更をして違うものが入る、使用すると全然変わらないのではないかと考えます。目標を達成するためには、思い切って撤去とかを考えた方がいいのではないかと考えます。

	<p>供したんだとか、そういう質的な記述が1行でも入ってくるとぐっと深まってくるのではないかなと思い、こういう環境教育をやっているのだな、と見えてくると思いますので、少しそのあたりを工夫していただけるといいかなと思います。</p> <p>もう一点、24ページにホームページ環境情報の掲載については、隨時見直しを行い、充実を図ったと書かれていますが、具体的にどういったところで充実を図ったというところが見えると、環境教育、意識啓発の部分が一步一步進んでいることが見えてくるのではないかと思います。</p> <p>今後、表現の工夫、質的なところがどのように伸びていったのかというのを書くと、より自信をもって市政としてこういうことをやっていると市民の方に伝えられるのではないかと思います。</p>
事務局 会長	ありがとうございます。
事務局	各課から上がってくるものだと思いますが、そこで各課ともう少しわかりやすくならないかとかのディスカッションとかはありますか。
白川委員	何が変わったのかとかは話をしますが、基本的にはあげていただいたものをそのまま載せており、その中で担当のほうで疑問になった事は確認を行っておりますが、今、高橋委員から言われた視点で聞いていければなと思います。
事務局 白川委員	4ページにある、雑木林の保全と維持管理の部分で、雑木林の会がやったことだけが書いてあるだけです。これでは市がどういう風な取り組みをしているのかというのが全く分からなままなので市の取り組みを明示してほしいなと思いますがずっと変わらないです。来年からはぜひ変えていただきたい。
古谷委員	わかりました。
事務局	丸投げ的なところがあるので、私たちとしてももどかしい部分があります。よろしくお願ひします。
古谷委員	担当課が環境基本計画に書かれている施策に取り組めなかつた理由や原因などについて環境課の方が把握をできていますか。
事務局	これまで基本的に各課に上げてもらい、そこまでの調査はしています。ただ今後、提案させていただいた形にしたときは、皆様から頂いた意見をパブリックコメントという形を思い浮かべていただいて各課に投げて市はどういう考え方なのかということを記入していただいて、できるものできないものをあげてもらい、できないならなぜできないのかという理由を記載して皆様へ返していきたいと考えています。
古谷委員	それ以前に、基本計画に書かれていることは、基本的にはやっていくと決まっていることです。その段階で、計画期間のうちに進めている

	けれどもできないも、検討すらしていない場合もあると思います。そういった進められない原因は市民には見えません。大切なのは進行管理で、それは、市の環境調整会議の役割になってくると思います。そこで計画に沿って進めていこうという目標をもって取り組んでください。
事務局 会長 白川委員	わかりました。 他にいかがですか 7ページの特定外来生物が野放しの状態、各家庭の庭先になっているのが気になります。それは担当課の方はどうやって取り組んでいるのか気になります。
事務局	基本的には、環境課から市の道路であれば道路課、下水道であれば下水道課とか環境課より担当である課に投げています。私有地の場合は環境課の方がお宅に伺って特定外来生物だと説明をさせていただき処分してもらうよう話します。
白川委員 事務局 白川委員	どなたかが、連絡しないと市の方は動きようがないということですか。私有地までは中まで覗いていませんので、そのようになります。 例えば春に咲く、オオキンケイギクがありますが、きれいだからと言って庭先に植わっているのをよく見かけますが、環境省のほうで注意のチラシとかが出されていますが、市民に周知されていないのではないかでしょうか。回覧板や広報などで周知はできるのではないかと思いますがどうですか。
事務局 白川委員 事務局 会長 事務局 会長 事務局 会長	わかりました。周知を早速行いたいと思います。 鴻巣市は、やっているようですが北本市はやっていないようです。 至急に検討しまして、早速対応させていただきます。 オオキンケイギクは、結構道路端にありますね。 前になりますが、見に行った時はきれいだなということでした。 また、よく似た種類がありますからね。 周知の方法を検討してまいりたいと思います。 私の方から質問です。6ページの1-2の①生物多様性についてですが、環境課の部分ですが、そもそも生物多様性基本法ができて、国の国家戦略が出来て、県も地域戦略を作り、努力目標ですが各自治体で生物多様性についての地域戦略を作りましょうとなっているわけで、たぶんまだ一度もテーブルに乗っていない話だだと思うのですが、少なくとも予算要求できる時代状況であるわけですから次年度は、ここはちゃんと取り組んでいただきたいなと思います。ちょうど来年度は埼玉県が見直ですね。国が今年度中に見直しをしています。それと、2010年に愛知目標が作られて2020年が1つの目安でしたが、9月頃かと思いますが結構二

	<p>ユースとなり、ほぼ達成できていないという状況です。戦略やプランすら作っていないというのは、少なくとも市長が環境と言っているからにはそこはちゃんとやるべきだと思います。そういう市の方の指針、戦略があつて、公園とか道路とかがその流れの中からちゃんとやってくださいよと環境課として言うことができ、ゴミであれば廃棄物関係の市のプランとかがありますが、自然環境関係はたぶん、今はよつて立つ物がなかなか無く、曖昧なままとなつてゐると思います。ちゃんと戦略とかを作つたうえで、「こうですよ」と進めるにはやつていただくのがいいのかなと思います。</p> <p>ちなみに昨日、上尾市のみどり公園課の委員会に参加しましたが、上尾に丸山公園という総合公園があります。そこに大池という人口の池があり 40 年前に作ったものですが、そこを公園課が総合公園だけでもう少し自然再生をして生物多様性に富んだ場所にしようとしています。もともとのきっかけは釣り客が多くて水質がものすごく悪くなつたことがあります。釣りをやめていただき、最近「池の水を抜きましょう」というのが流行っていますけども、それと同じようなことを一昨年から相当丁寧にやっています。上尾市に地域戦略があるわけではなく、背景が無くとも出来るわけですが、戦略を作ればもっときちんとした流れとなると思うのです。</p> <p>北本の場合、県の施設として自然観察公園があるわけですが、東の方に総合公園がスポーツ公園としてあるわけですが、東側は自然の質的には低い状況です。国の公園行政においても生物多様性ということを取り入れた公園を作りましょう、というのがずいぶん前から方針が出ているわけですから、しかも子供たちは近くの公園で遊ぶわけですから近くの公園が生き物と触れ合う場というが必要なので、公園課とかに方向性を出し、でも今はここまでしかできていないとかのやり取りができればなと思います。</p> <p>他はいかがですか。</p>
白川委員	自治会に加入しない方が多くなつてきていますが、ゴミの問題はどうなつてゐるのでしょうか。
事務局	基本的には自治会に加入されていない方もゴミ集積所に出していただいて一緒に回収させてもらうのが基本です。ただ、自治会に加入するのが義務ではないので自治会に入るように市の方から指導することはできないためその辺はくらし安全課と調整しつつ、環境課としては、加入していないくともゴミはしっかり回収してもらうことを進めています。
白川委員	たまたま自治会の方の仕事をしております、掃除とかカゴを並べる

事務局	とかを当番でやっているのですが、自治会に加入していない方は、そういうことをやらないわけです。そういう方はどうしているのですかと聞きたいのです。引っ越してきた方とかもどうしているのかなと思います。例えば引っ越してきた方で引っ越してきたばかりで集積所がわからぬと問い合わせがあった時には基本的には、自治会長を紹介させていただいてつなげているのですが、そこでおそらく加入するかしないかの話しがあるのかと思います。
白川委員	自治会に入らなくてもゴミ関係については、役目があるのでしたら公平に回した方がいいのかなと、美化運動もそうなのですがもっと道路沿いの方まで広げてやったほうがいいのかなと思いますし、自治会に關係なく、住民みんなでやるような方向性を示していただきたいなと思います。
齊藤委員	私は、自治会から来ているのですが、たぶん、自治会に加入していくなくてもゴミの当番は入っていると思います。地区によってではあります、集積所に出す場合は、ゴミ当番に私の自治会は入っています。
白川委員 齊藤委員	そうすると自治会長が働きかけていくのですか。 世帯数の多いところとの違いはありますが、私の自治会では、新しい方に接触をしています。地区によっては、3年に一度ぐらいで新しい人が来ることを繰り返し同じ問題が出てきていますが、ゴミは、出す以上は当番に入ってもらっていいと思います。
谷津委員	ゴミ出しのルールが徹底されていない。自治会は自治会員に周知徹底しているのですが、入っていない人は市の方で転入された人にはゴミのカレンダー、ゴミマニュアルを渡して、袋も見本を見せて手渡しをしています。実際に使用しているかは不明で、会員の方と会員でない方の場所を分けてやつたらどうかとの提案もしました。ゴミ集積所も固定式の場合は、自治会・個人が負担していて全額補助ではないのです。自治会に入っていない人はお金を出さないで使っていて、出し方もめちゃくちゃだとなっているところが一番大きな問題であり、その周知をどうするのかというのが問題であり、会員以外の周知の仕方は市へお願いするしかないと思います。新たなゴミ出しの方には、自治会長へゴミ出しのルールなどをよく聞いてもらうよう一言窓口で促して欲しいです。
事務局 会長	分かりました。 11 ページの④空家対策事業がありまして、条例が制定され次年度施行予定となっているわけですけども、これは、条例が施行されると年次報告書に今空家が何件かとか個数が出てくるのですか。
事務局	把握していると思いますので入れていきたいと思います。

会長	志木市の環境審議会に出たときに、空家の対策計画づくりをやっていて空家が何件あってこれからどうするのかと言う事なのですが、北本の場合非常に危惧していることは、街中に空家があるのに周りにどんどん住宅地ができるという、いい雑木林や屋敷林がなくなるのは本当にもつたないなと思いまして、空家とか団地とかちゃんとリノベーションして質の高い住宅を提供して結果縁も守れるような流れを作ってもらいたいなと思います。空家の動向や空家の持ち主の意向とかちゃんと把握した上でちゃんと手を打てればなという風に思います。
事務局 谷津委員	わかりました。 空家対策も雑草が生えたりするのでその辺のところで所有者がやってきて行っているようですね。市の方でも動いてくれているようですね。
会長	どうでしょうか。年次報告書に関して、これに関しては今日出た意見は整理して、答申するわけではないですが、できれば市長へあげていただければと思います。
事務局 会長	わかりました。意見は取りまとめたいと思います。 取りまとめていただきて、次年度の流れ、それに関しては委員の皆さんも同意しておりますので、ぜひ有言化するようにしてください。
事務局 会長	分かりました。 続きまして、議事（2）上尾道路建設にかかる環境の保全と活用について、現状の説明を環境課長よりお願ひします。
環境課長	【現状について説明】
会長 春永委員	ありがとうございます。 我々の意見を大宮国道事務所の方に提出したとのことですが、向こうから何も提示を受けていないわけですよね。受けたことに対して色々、提示とか意見を言うのが流れかと思いますが、何もないのにどうしてその流れになったのですか。
会長	まず、今回の意見を踏まえてそれを整理して、こういう資料をくださいと、と言う事で大宮国道の方に投げかけたということです。
環境課長 春永委員	その資料がもう少し充実してから議論したいと言う事ですよね。 はい。それと、委員の皆様の意見をなぜということですよね。 いいえ。流れとしては、当然事業者側から、保全計画に対してこういうものがありますよという提示があると思います。それがぜんぜん見てこないのにどうしてなのかなと思います。
環境課長	資料がないと審議会としても意見がまとめられないという意見が多か

	ったものですから、環境課としては、市長名でこのような意見があるので資料が提供できないかと言う事で照会をかけさせていただきました。位置付けがわかりました。
春永委 会 長	その流れでかえってきたのが、現時点でのこの資料と言う事でござります。一番上から上尾道路、桶川のジャンクションからきて、2枚目が皆さんと現地をみたところです。3枚目が学習センターから西部公民館のところです、その次が氷川神社の方に抜けて最後が鴻巣のほうに抜けていくと言う順番ですね。その黒塗りのところがたぶん、希少種が生息しているところを黒塗りにしているということだと思います。
古谷委員 環境課長	何もないですね 黒塗りのところが希少種と言う事になります。
古谷委員 環境課長	では、一帯にいるということですね。 今後は、大宮国道事務所の方も調査終了次第、調査の内容ですとか資料を提供いただけると聞いておりますので、調査が始まったのが今年の10月、つい最近に始まっておりますので、出来上がるのが来年の9月になると思います。資料ができたときには、もう一度皆さんにお集まりいただいてその資料を提供して審議できたらと今は考えています。
会 長	現時点でのこの間、ご意見を頂いた事を踏まえて何かあればどんなことでも結構です。ご意見いただければと思います。
春永委員	都市計画の上で、前にも話にでていましたが、ルートの見直しというのはもうできないのでしょうか。
会 長	ルートの見直し、私が答えられる立場ではないと思いますけれど、都市計画決定がされているのですから、このルートを曲げる、変えるというのは現況では難しいと思っています。
春永委員 会 長	わかりました。そのように認識します。 現状ではということですが、将来の状況でどうなるかはわかりませんけど、そういうことでよろしいですか。
環境課長	はい。
長島委員	意見書にも書かせていただきましたが、この道路は規模が大きくて、幅員も相当ありますよね。メインの道路、側道があって、なおかつ二輪車用の道路を計画されているかと思うのですが、ルートの変更ができないのであれば、規模の縮小は可能なものですか。
環境課長	最終的には首都高速を通すという計画に基づいてすべて計画されていると思います。幅員57メートルを狭めるというのは難しいことだと思います。ただ、サービス道路の工法等については検討の余地があるのかなと思います。

長島委員	実は私、この資料のジャンクションから南に向かって東京方面に向かって行ったのですが、一部幅員がこれほどない箇所があつてたぶん、谷の部分だと思うのですが、土地の低い部分は橋梁化された道路に桶川市なんかはなっていましたね。実質、今回北本市に面するところは、若干丘陵地帯のような場所なので高低差を考えると橋梁化のは難しいのかもしれないのですが、できるだけ規模を縮小して自然を残すような形でやっていただけたらなと思います。
会長 古谷委員	他にいかがでしょうか。 私も極力、減らしてもらいたいな、対策してもらいたいなというのがありますが、今、課長が言うようにサービス道路の部分をアスファルトの道路ではなくやりようはあるような気がするので、私もかなり自由に意見書に書かせていただきましたが、大規模な環境配慮ができたらすばらしいなと思います。サービス道路部分に期待をしたいと思います。
環境課長	市長へ答申をしていただくことになりますが、そういった部分もいれていけたらなと思います。
長島委員	言葉は悪いですが、圏央道のジャンクションからの南側サービス道路は、ぺんぺん草が生えているような感じで車の利用者は私が通った感じだとほとんどないです。
佐々木委員	行政が道路工事をする技工と言うのは、最近、自然工法等いろんな言い方があるようですが、最新の工法で全国初めてというのを彼らに期待するしかないのかなと思うのですが、これだけ関心の持たれたことですので否定できないと思います。これに応えようという姿勢、思いではないかなと思います。昔のように57メートル幅だけで行うのは簡単なことだと思いますが、世論が納得しない場合はどうするのかを考えているでしょうから、今後の皆さんの創意が可能性を引き出せるのかなと思います。
春永委員	第一区間、桶川上尾道路があるわけですから、モニタリングとかをされていると思います。そこでのモニタリングの結果というか具体的な問題点がわかると、具体的な視点がわかると思うのでそういったところの情報もほしいなと思っています。
環境課長	大宮国道事務所の情報提供となるため確認をさせていただきたいと思います。
高橋委員	大宮国道事務所を突き上げたいわけではないのですが、平成20年という、12年前の調査を何故こんなに黒塗りにしているのかがわらないです。ようは出したくない情報なのだなと言う事はわかります。20年の調査は終わっているものなので、終わっているものがなぜ出せないのか。

	いろいろあると思いますが、今やっている先月から始まった調査というのは、来年9月終わったとして今の段階からくださいという言質は事務局として取れるものでしようか。
環境課長	中間報告があるかどうかなど、大宮国道事務所へ確認をしないとならないです。
高橋委員	そうですね。引き続きそのあたりは事務局の方でコンタクトを取っていただければと思います。難しい交渉になるのかもしれないですが、道路が自治体を通るわけですから、見させていただけると希望はあると思います。それと、黒塗りのところがどれだけのものがあるのかこの資料も回収されてしまうわけですから、実際に現場を見ながらということができない状況なので、よろしくお願ひします。
環境課長 会長	わかりました。 審議会で建設的な提案、議論をするには、ご意見をいただいているような資料とデータがあってこそだと思いますので、その辺は、情報交換できればと思います。
	市長の方からは、年度内に答申となっていますよね。それに向けて事務局の方でもう少し大宮国道事務所の方と情報交換をして、審議の委員の方々に見ていただいて理解を深めて議論をしていきたいと思いますので大宮国道事務所と情報交換をお願いします。
	今日、これ以上議論しても話は進まないとと思いますので、もう一回整理して、委員の方々はこういった気持ちですよと言う事を伝えさせていただければなと思います。
環境課長 会長	今後、審議会は、もう一回ぐらいはやり取りできますか。 はい。できます。 その際に、大宮国道事務所から頂ける資料次第でどういう形式で会議を持つかどうかがあると思いますし、残念ながらコロナの状況でこういった形式の委員会が今年度開けるか開けないかが自治体によって判断が変わってきますので、そうした場合にどのように委員間で情報を共有するかは、事務局と相談しながら対応していきたいと思っています。
佐々木委員 会長	少しいいですか。2ページに出されている資料ですが、北里の駐車場のところあたりですが、なぜ黒塗りになっているのですが。人口的に開発されているのになぜだろうかと思います。 私が想像するに、ここがピンポイントの位置というよりもここに種名が書いてあって、上方に対象がいて線が引いてあってと言う事で、このような形になっています。
環境課長	おそらく、名前まで消しているので、ここ全体ということではなく、

	すべてを消していることだと思います。矢印がある個所すべてを消していると思います。
谷津委員	冒頭のルート変更がありませんと言う事で意見の出しようがありませんが、皆さんの意見を聞きながら自然を残して、湧水やオオタカなど、上手に保護できるのかがポイントだと思います。サービス道路もいろいろいよと言う事で縮小、圏央道もできるときに高崎線の二ツ家のところで将来を見据えて地下道を作っているわけですから、上尾道路も全国に先駆けて作ることを考えていただけたらと思います。
春永委員	あと一ついいですか。以前いただいた資料の中で、今、話題となっているのは自然資源だったと思うのですが、歴史的資源、文化財もあったかと思うのですが、これは文化財保護法に基づいてシステム化されていますので、それにのっとってやっていく形になりますか。
環境課長 会長	その通りです。 文化財の審議会の方で答申を出すこととなっています。 文化財の方がどういった方針なのか、どういう内容だったのかを共有できれば大変ありがたいかなと思います。
環境課長 高橋委員	はい。わかりました。 先ほど長島委員がおっしゃったとおり、サービス道路については知恵を出していかないといけないと思っていまして、不要だからコストが安くなるかといったらそうではなくて、むしろそこに多自然型工法を入れるだとか道路が左右に分断されないような工夫を入れるだとかするとコストは高くなるのです。大宮国道事務所に対して、こういうサービス道路をやつたらコストが高くなると、我々の意見をうまく集約できたらいいなと思うのが一点です。それと佐々木委員の意見書にある、『自然を守るのはどういうことか』は名著ですよね。縄文時代から現代の森林がどうなっているかという話をすごくわかりやすく書いてくれていて、大学のテキストとしても使えるような本です。絶版なのでなかなか手に入らないですが、もう一回勉強しようかなと思っています。
中田委員	北本市の自然を考えたときに守らなくてはならない自然とは多々あると思うのですが、日本に誇れるもの、ここにしかないもので絶対に守らなくてはならないものとさほどそこまではいかないものと分けて、やっぱり絶対に守らなくてはならないものに関しては道路の幅員は変えられないとしても何らかの方法で守るような工夫をリクエストしていきたいなと思います。
会長 環境課長	また、その辺がわかるような資料を提供していただければと思います。 はい。皆さんからいただいた意見などを最終的にまとめて市長への答

古谷委員	申という形で今回は出していただけたらなと考えています。 上尾道路建設は、CO <sub>2</sub> の吸収源である雑木林等をたくさん失うことになるかもしれません。私たちが色々な案や意見を出して地元やこういった場から意見を出すのはもちろんのことですが、今回、菅内閣がゼロエミッショ�宣言しましたよね。市民の要望に応えるだけでなく、国の責務として自分達はどうするんだという気持ちで取り組んでもらいたいなと思います。
会長	そういうご意見を踏まえて、審議会としてどう提案していくかをこれから上がってくる情報を整理して皆さんにお返します。
環境課長	前回同様に皆さんに意見を頂いてまとめさせていただきたいと思います。
会長	「上尾道路に係る環境の保全と活用について」をテーマに話していることをきちんと伝えて情報を頂いて前向きな議論をしたいと思います。 議事（3）その他と言う事で何かありますか。
白川委員	雑木林の会からとか何かありませんか。 雑木林の会ですが、雑木林の脇に自分達の手作りのログハウス風の拠点施設を作りまして、明日、こんな状況ですが、春にやるはずだった、お披露目会をさせていただきます。地域住民の方々の環境情報発信の場として活用していきたいと考えております。皆さんのご協力をお願いしたいと思います。
環境課長	わかりました。
会長	課長が荒川流域エコネット地域づくり協議会に参加していた際に、私は一人傍聴していたのですが、荒川上流河川事務所が計画を作り、鴻巣市・吉見町・川島町・桶川市・北本市で、荒川の領域を利用して、鴻巣はコウノトリが一つのテーマですが、それぞれ自治体ごとに目標を設定して、それを共有するような形で、北本市の課長が森林セラピーの話しをしていました、充実していたかと思います。ぜひ機会があれば、審議会にこのような計画があります等、荒川沿いは自然と歴史でいいところがいっぱいありますのでそれを上手く情報発信をして、それが地域づくりに生かされるという取り組みで、国も巻き込んでいけたらなと思いますのでそのような発言もしていただきたいと思います。
環境課長	わかりました。
会長	では、今日の議題は以上とのことで、事務局にお返します。 ありがとうございました。 委員の皆さんに慎重審議していただきましてありがとうございました。

今回の議事録は改めて送らせていただきたいと思います。

5 閉会

閉会のあいさつとして、副会長にお願いします。

副会長

※副会長あいさつ

環境課長

ありがとうございました。

以上をもちまして、第2回北本市環境審議会を閉会します。

議事のてん末・概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。

令和3年1月19日 会長

堂本泰章

